

目次

○論点整理メモ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○歯科口腔保健の推進に関する法律第12条第1項に基づく基本的事項に
ついて（骨子案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

論点整理メモ

1. 歯科口腔保健の推進に関する法律第12条第1項に基づく基本的事項について

1) 基本的事項の骨子案について

○骨子案を次のようにしてはどうか。

- ・前文（目的等）
- ・方針
- ・目標
- ・計画
- ・その他の基本的事項
- ・次条第1項の都道府県の基本的事項

○上記以外に記載すべき事項はないか。

【参 考】

歯科口腔保健の推進に関する法律（抜粋）

第12条 厚生労働大臣は、第7条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

第13条 都道府県は、前条第1項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第7条から第11条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

健康増進法（抜粋）

第7条第2項 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
- 2 国民の健康の増進の目標に関する事項
- 3 次条第1項の都道府県健康増進計画及び同条第二項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項
- 4 第10条第1項の国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- 5 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項
- 6 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- 7 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

2)「前文」について

- 「前文」の目的等はどのように考えるか。
- 「前文」のキーワードは健康増進栄養部会、次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会の動向を踏まえる必要があるのではないか。

【参 考】

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の前文

この方針は、21世紀の我が国を、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命（認知症又は寝たきりにならない状態で生活できる期間をいう。）の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的として、国民の健康（心身の健康）の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示すものである。

3) 「方針」、「目標」、「計画」について

- 「方針」に「基本的事項」全体の柱となる「基本的な方針」を記載すべきではないか。
- 「方針」、「目標」、「計画」ごとに第七条から第11条に関する事項を記載すべきではないか。
- 「方針」、「目標」、「計画」にその他記載すべき事項はないか。
- 都道府県の健康増進計画等はライフステージごとに記載しているのが一般的であるが、法律第7条から第11条に関する事項とライフステージの関係についてどう考えるか。

【参 考】

国の関連施策

1 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等について（第7条）

- ・ 歯の衛生週間
- ・ 全国歯科保健大会
- ・ 母と子のよい歯のコンクール
- ・ 歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰
- ・ 21世紀における国民健康づくり運動
- ・ 健やか親子21
- ・ 労働者の健康増進対策における保健指導
- ・ 「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり
- ・ 第2次食育推進基本計画

2 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等について（第8条）

- ・ 乳幼児健康診査（歯及び口腔の疾病及び異常の有無）
- ・ 有害業務における歯科検診及び必要な措置の義務づけ
- ・ 事業上における歯周疾患検診実施の啓発指導
- ・ 学校定期健康診断（歯・口腔）

3 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等について（第9条）

- ・ 8020運動推進特別事業

4 歯科疾患の予防のための措置等について（第10条）

- ・ 歯周疾患健康教育
- ・ 歯周疾患に係る健康相談
- ・ 歯周疾患検診
- ・ 訪問指導
- ・ 8020運動推進特別事業

5 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等について（第11条）

- ・ 8020運動推進特別事業
- ・ 歯科疾患実態調査
- ・ 国民健康・栄養調査
- ・ 地域保健・健康増進事業報告
- ・ 学校保健統計調査

4) 「その他の基本的事項」について

- 「その他の基本的事項」に、例えば「歯科口腔保健の推進体制の整備」、「情報収集」「自治体の人員配置」等を記載すべきだと考えるが、その他記載すべき事項はないか。

5) 「次条第1項の都道府県の基本的事項」について

- 健康増進計画にあるように、「次条第1項の都道府県の基本的事項」に、例えば「基本的事項の目標設定」、「基本的事項策定に当たって留意すべき事項」等を記載すべきだと考えるが、その他記載すべき事項はないか。

2. その他

1) 「次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会」を踏まえた対応について

○基本的事項の期間をどのように設定すべきか。

○関係学会・関係団体・自治体からの意見聴取を行うべきか。

2) その他

○都道府県における条例と都道府県の基本的事項との整合性をどのように考えるべきか。

○口腔保健支援センターの有すべき機能をどのように考えるべきか。

歯科口腔保健の推進に関する法律第12条第1項に基づく
基本的事項について（骨子案）

前文（目的等）

この基本的事項は、〇〇〇とするため、〇〇〇、〇〇〇を目的として、〇〇〇するものである。

第一 方針

一 基本的な方針

- 1 〇〇〇〇〇
- 2 〇〇〇〇〇

二 方針

- 1 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等について
 - 1) 〇〇〇
 - 2) 〇〇〇
- 2 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等について
 - 1) 〇〇〇
 - 2) 〇〇〇
- 3 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等について
 - 1) 〇〇〇
 - 2) 〇〇〇
- 4 歯科疾患の予防のための措置等について
 - 1) 〇〇〇
 - 2) 〇〇〇
- 5 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等について
 - 1) 〇〇〇
 - 2) 〇〇〇

第二 目標

- 1 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等について
 - 1) 〇〇〇
 - 2) 〇〇〇
- 2 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等について
 - 1) 〇〇〇
 - 2) 〇〇〇
- 3 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等について

- 1) ○○○
- 2) ○○○
- 4 歯科疾患の予防のための措置等について
 - 1) ○○○
 - 2) ○○○
- 5 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等について
 - 1) ○○○
 - 2) ○○○

第三 計画

- 1 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等について
 - 1) ○○○
 - 2) ○○○
- 2 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等について
 - 1) ○○○
 - 2) ○○○
- 3 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等について
 - 1) ○○○
 - 2) ○○○
- 4 歯科疾患の予防のための措置等について
 - 1) ○○○
 - 2) ○○○
- 5 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等について
 - 1) ○○○
 - 2) ○○○

第四 その他の基本的事項

- 1 歯科口腔保健の推進体制の整備
- 2 情報収集
- 3 自治体の人員配置
- 4 ○○○

第五 次条第1項の都道府県の基本的事項

- 1 基本的事項の目標設定
- 2 基本的事項策定に当たって留意すべき事項
- 3 ○○○